

再エネ申込にかかる取扱いの厳格化について

今般、「調達価格の先押さえ防止」および「滞留案件に対する接続枠解除」を目的とした、再エネ特措法の関連省令・告示が改正され、その改正内容の趣旨に照らし、今後、必要書類の提出がなされず、系統連系にかかる技術検討等が実施できないお申込みについては、経済産業省令第6条第1項第1号（接続の請求を拒むことができる正当な理由）に定める「認定発電設備と被接続先電気工作物とを電氣的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しない」に該当するとみなし、受付いたしませんのでご留意いただきますよう、お願いいたします。

（この場合、申込書類一式は返却させていただきます。）

1. 必要書類

平成 26 年度調達価格の適用を受けるためには、平成 27 年 3 月 31 日までに、以下の必要書類を揃え、当該設備の設置場所を所管する弊社営業所窓口またはインターネットにてお申込みいただきますよう、お願いいたします。

なお、平成 27 年 3 月 31 日までに受付できなかった場合、如何なる理由であっても、平成 26 年度調達価格を適用することはできません。

(1) 系統連系の電圧が低圧の場合

「電力購入契約申込書 兼 系統連系申込書（低圧）」

「低圧電気使用申込書」、「単線結線図」、「付近見取図」、「屋内配線の電圧上昇簡易計算書」

「保護継電器整定値一覧表」、「認証証明書（写）」、「設備認定通知書（写）」

(2) 系統連系の電圧が高圧・特別高圧の場合

「電力購入契約申込書 兼 系統連系申込書（高圧・特別高圧）」

「高圧電気使用申込書または受電申込書」^{※1}、「設備認定通知書（写）」^{※1}

「接続検討申込書の様式 2～5」^{※2}

※1：平成 27 年 2 月 15 日以降においては、『再エネ発電設備の接続に関する手続方法の見直し』を行いますので、それに伴い接続検討の回答前に接続契約申込みされる場合は、「事業実施の意思確認」を行うまでに提出願います。

※2：接続検討申込み時から内容に変更がない場合は、提出不要です。

2. お申込み時の留意事項

(1) 再エネ特措法上の認定基準を満たす発電設備であることを確認させていただいたうえで、ご契約手続きを進める必要があるため、設備認定通知書（写）は、原則として、お申込み時に提出をお願いしております。ただし、国へ設備認定申請中で年度末までに提出が間に合わない場合には、一旦、お申込みを受領させていただきます。

なお、系統連系にかかる計量装置等の工事が実施できませんので、設備認定通知書受領後、すみやかにご提出いただきますよう、お願いいたします。

また、インターネット（シンセツくん）でのお申込み時には、「設備 ID」・「認定日」の入力が必須となりますので、設備認定通知書がお手元にない場合のお申込み方法については、シンセツくん上のお知らせ欄をご覧ください。弊社窓口までお問合せください。

(2) これまで、「電気使用申込書」の提出がない場合でも受付させていただいておりましたが、今後は、受付いたしかねますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

(3) 今回の省令・告示改正により、年度末に駆け込みでお申込みをされましても、「接続枠の空押さえ」や「調達価格の先押さえ」が実質的に行えなくなりましたので、今後は、確たる事業実施意思の下、受給開始に向けての手続きが円滑に進められる状況かどうかを、充分にご確認のうえ、お申込みいただきますよう、お願いいたします。